

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

南丹市

2 構造改革特別区域の名称

日本の原風景 ふるさと南丹どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

南丹市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢

南丹市は、京都府のほぼ中央部に位置し、北は福井県と滋賀県、南は兵庫県と大阪府の4府県に隣接し、西は綾部市、京丹波町、東は京都市、亀岡市に隣接する面積616.31平方キロメートル（京都府の13.4パーセント）の大変広大な面積を有するまちです。

緑豊かな自然に囲まれた地域で、大半を丹波山地が占め、北部を由良川が、中・南部を淀川水系の桂川（大堰川）が流れ、その間にいくつかの山間盆地が形成され、南部は亀岡盆地につながっています。

また、古くより山陰街道、山陰古道、篠山街道など各方面を結ぶ街道が行きかい、歴史的にも交通の要衝であったことから、高品質な農林水産物の生産力により“京の台所”として都の文化を支えた地域でもあります。

(2) 人口と世帯の動向

南丹市の平成22年国勢調査による人口は35,214人で、前回の平成17年国勢調査による人口（平成18年の南丹市合併前の旧園部町・八木町・日吉町・美山町の合計）に対し、1,522人の減となっています。年齢別に見ると、0～14歳の年少人口が全体の11.3%、15～64歳の生産年齢人口が59.0%、そして65歳以上の老年人口が29.7%となっており、特に旧町域ごとにみると老年人口が41.4%を占める地域もあり、全体に人口減少、少子高齢化が進行している状況にあります。

一方、平成22年同調査による総世帯数は、12,721世帯で、前回比288世帯の増となっており、中心市街地を中心にした増加が図られている一方、核家族化の傾向も生じているところです。

(3) 産業の状況

南丹市の産業については、主要産業であった農林業経営の低迷から他産業への移行が進行しています。しかしながら現在も市全域で従事している産業別の割合は第1次産業12.5%、第2次産業27.2%、第3次産業59.3%で、京都府や全国と比べても第1次産業の割合は高い状況にあります。

市内の農家戸数（2010年世界農林業センサス）は、3,216戸（販売農家2,244戸、自給的農家972戸）であり、農家1戸当たりの農業経営は平均約6.1アールと小規模です。また、農業産出額（2006年農林水産統計）は約50億円で、うち畜産が41%、米が37%を占め、その他に「京のブランド産品」の生産が盛んに行われています。特に農業産出額の高い「米」については、安心安全な米作りや食味の向上などによる「売れる米作り」の推進や仕組みづくりを喫緊の課題とするとともに、農産加工分野においても、高付加価値の商品づくり、「食の南丹ならではの」の特産品作りが求められています。

5 構造改革特別区域計画の意義

南丹市の農業を取り巻く環境は、市域の少子高齢化、過疎化による農業従事者の減少や高齢化、またそれらに伴って生じている耕作放棄地の増加など、大変厳しい状況に置かれています。

本市では、これらの問題を克服し魅力ある地域づくりと地域活性化、そして定住促進につなげていくため、豊かな自然や各種の地域資源を活用した都市交流等を推進しているところです。

本市において、構造改革特別区域計画に取組、地域資源と深く結びついた濁酒の生産を推進することによって、農家や農業生産団体等が再び意欲を高め、農村地域への誇りと愛着、自信を持って地域づくりに参画できる気運を醸成していくことを期待するものです。またそのことにより、農産物の付加価値の向上、地産地消による農産物の消費拡大、そして生産から加工・販売まで一連に行う6次産業化の進展につながり、地域経済の活性化につながることから、本計画を推進する意義は大きいものと考えています。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市の特長である「日本の農村の原風景」を魅力として訪れる観光客は多いものの、近年は横ばい傾向にあります。

自ら作る米による濁酒を製造する農家民宿や農家レストランなどの増加により、農山村の魅力をより高め、農村地域に観光客を誘致し、滞在型の交流人口の増加を目指します。

また、原料となる米の良質な生産による地産地消の濁酒の製造を推進し、来訪者を始

め消費者にとって高価値となるブランド製品の構築を図るとともに、農業者と観光産業等の連携により、相互の更なる振興と地域の活性化を目標とします。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画の実施により、本市の基幹産業である農業と地域観光資源を一体化し、地域経済の発展と、農山村の雇用に好転を来たす起爆剤としての効果が期待されます。

また、農業体験など交流人口の増加で農山村地域の価値が認められることにより、若年農業者などを始め幅広い世代の農業従事者等が地域と農業の魅力を再発見し、自信と誇り、やる気を持って営農に取り組めるよう、その効果に期待するものです。

	現状（実績）	目 標	
	平成24年度	平成27年度	平成29年度
どぶろく製造件数	0件	1件	3件
観光客数（年間）	1,621,000人	1,700,000人	1,800,000人

8 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙

1 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン（飲食店）、農家民宿）を営む農業者で、その特別区域内に所在する自己の製造場において、自ら生産した米（自ら生産した米に準ずるものとして財務省令で定めるものを含む）を原料としてその他の醸造酒（特定酒類）（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該既成の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

南丹市の全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストランや飲食店、農家民宿などを営む農業者が、自ら生産した米（自ら生産した米に準ずるものとして財務省令で定めるものを含む）を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

南丹市では、地域資源を活用し、美味しい“ほんまもん”として地域ブランドを高めることを目指しており、この特例措置を活用し、濁酒を新たな特産品と位置づけて製造することで誘客を促進し交流人口を拡大するとともに、市民の自発的な活動の広がりにより、地域課題を自らの手で解決しようとする市民主体のまちづくりの推進、そして地域の活性化につながるものとする。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象となる。

南丹市においては、無免許製造を防止するために制度内容の周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。